

役員等の報酬等基準

社会福祉法人 青嵐会

この「役員等の報酬等基準」は、社会福祉法人青嵐会の定款第9条及び同第23条の規定に基づき、令和4年12月14日の評議員会で承認を得た「役員等の報酬等基準」である。

(報酬の支給の原則)

役員等への報酬については、定款及びこの「役員等の報酬等基準」によるほか、詳細は別途に定める「役員等報酬等規程（役員及び評議員並びに評議員選定委員の報酬等並びに費用に関する規程）」に従って支給する。

「定款第9条」（評議員の報酬等）関係

《 評議員の報酬等 》

1. 評議員の報酬の1人当たりの上限額は、年額10万円の範囲内とする。
2. 評議員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
3. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人青嵐会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

「定款第23条」（役員等の報酬等）関係

《 理事の報酬等 》

1. 理事長及び業務執行理事の報酬は、1人当たり月額30万円の範囲内で、役員等報酬等規程に従って、理事会で決定する。
2. 非常勤理事の報酬の1人当たりの上限額は、年額10万円の範囲内とし、理事会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
3. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人青嵐会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

《 監事の報酬等 》

1. 業務担当監事及び財務担当監事については、理事会・評議員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。ただし、同日に連続して評議員会・理事会が開催される場合等は1日として扱う。
2. 監事としての業務で、施設（本部を含む。）を訪問し、調査・監査等を行った場合には1日あたり5,000円（6時間以上の場合には10,000円）の報酬を支給することができる。
3. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人青嵐会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

《 評議員選定委員の報酬等 》

1. 評議員選定委員については、評議員選定委員会等への出席の都度、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
2. 費用（交通費、研修費、旅費（宿泊費含む。）等）については、原則として社会福祉法人青嵐会「旅費規程」によるものとするが、場合によっては実費精算とすることができる。

《 その他 》

1. 常勤職員が業務執行役員でない理事又は評議員選定委員となった場合の報酬については、その職務の一環としての業務として捉え、原則として役員報酬等は支給しないことができる。
2. 評議員・理事・監事・評議員選定委員の報酬については、本人の申し出により支給しないことができる。